

一般競争入札説明書

次のとおり一般競争入札を下記の要領で実施します。

1. 入札に関する事項

(1) 案件名

日本ストライカー株式会社 製

4K 内視鏡システム 1688 1 式の購入

(2) 入札に付する物品の名称・数量・納入業者

品 名：4K 内視鏡システム 1688 1 式の購入

メーカー名：日本ストライカー株式会社

※見積額物件リストは入札書等交付時に添付します。

(3) 納入期限

令和 7 年 12 月 19 日～令和 8 年 3 月 31 日迄

(4) 納入場所

中央手術室

(5) その他の条件

ア 納入期限は必ず厳守すること。

イ 契約後、当院に対しカタログ等で納入品の確認をすること。

ウ 納品の際は、組み立てが必要な場合は実施後使用できる状態とし、当院の指定する場所まで搬送することとする。

エ 当該物品は、メーカー及び納入業者の保障を受けることができるものとする。

2. 入札参加資格

(1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 被産者で復権を得ない者

キ 地方自治法施行令第 167 条の 4 項 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民法再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあたっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始も申立てに（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下 「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下 「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下 「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法 41 条 1 項の更生の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあたっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

(4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

(5) 最近 1 年事業年度の消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) この掲示の日から開札の日までの期間において、次のア又はイのいずれも該当しない者であること。

ア 大阪府物品・委託役務関係入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者

イ 大阪府暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者

3. 入札参加申請書の提出期間、提出方法

(1) 期間

令和 7 年 12 月 11 日から令和 7 年 12 月 18 日まで

(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下休日等)を除く
平日の午前10時から正午及び午後1時から午後3時まで)

(2) 提出方法

持参または郵送により大阪けいさつ病院用度課あて提出すること。いずれの方法による場合においても、上記(1)の期限内に当院へ到着すること。(期間厳守)

(3) 入札参加資格の確認通知

入札参加申請の要件を具備している者に対し、令和7年12月18日付けで、ファクシミリにより参加資格確認通知書を発行する。

4. 入札書等の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

令和7年12月11日から令和7年12月18日まで

(2) 交付場所

大阪けいさつ病院ホームページ内

5. 入札に対する質問

(1) 当入札に対する質問がある場合には、電話により問い合わせをすること。

ア 受付期間

令和7年12月11日から令和7年12月18日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下休日等)を除く平日の午前10時から正午及び午後1時から午後3時まで)

イ 受付場所

問合せ先 : 大阪けいさつ病院 用度課
06-6775-2829 (担当: 福島)

(2) 質問に対する回答は、電話により行う。

回答日 令和7年12月18日

6. 入札の日時及び場所

(1) 日時

令和7年12月19日 午前10時20分

(2) 場所

大阪府大阪市天王寺区烏ヶ辻 2-6-40
大阪けいさつ病院 4F 大会議室 3

(3) その他

- ア 入札書は、持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。
- イ 入札に際し、代表者又は受任者に代わり他の者が入札を行なう場合は、代表者又は受任者からの委任状を持参し、提出すること。
- ウ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の **100** 分の **10** に相当する額を加算した金額（当該金額に **1** 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の **110** 分の **100** に相当する金額を入札書に記載すること。

7. その他

(1) 入札の無効

期限までに入札参加資格審査申請書類を提出していない者、入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行なった者のした入札並びに入札心得及び入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、当院により入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札時点において **2** に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

(2) 落札者の決定方法

入札を行なった者のうち、予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(3) 入札の取り止め

入札期間終了の時点において、入札参加申請者が1者のみの場合、入札を取り止め、随意契約に変更するものとする。

(4) 入札参加者は、「一般競争入札説明書」「一般競争入札心得」を熟読しそれらを遵守すること。